

V 水生生物による水質調査結果

1 調査の概要	386
2 調査結果	387

結果のとりまとめに用いた略号等の内容は以下のとおりです。

- 生物を採取した場所：「a」川を中心
「b」上流から見て右岸
「c」上流から見て左岸
「U」不明
- 流速：「F」速い（60 cm/秒以上）
「M」普通（30～60 cm/秒）
「S」遅い（30 cm/秒以下）
「U」不明
- 川底の状態：「a」頭大の石が多い
「b」こぶし大の石が多い
「c」小石と砂
「d」砂と泥
「e」泥
「f」コンクリート
「g」コケ
「h」その他
「U」不明
- 水のおい：「1」においを感じられない
「2」においを感じられる
（ドブ、石油、葉のような不快感のあるにおい）
- 水のにごり：「1」透明またはきれい
「2」少しにごっている
「3」大変にごっている
「9」不明
- 指標生物の出現状況：「○」出現した指標生物の種類
「●」出現した指標生物のうち最も多かった種類
- 水質階級の判定：「Ⅰ」きれいな水
「Ⅱ」ややきれいな水
「Ⅲ」きたない
「Ⅳ」大変きたない水
「※」その他

1 調査の概要

(1) 調査の目的

カゲロウ、サワガニ等河川にすむ水生生物を指標とした水質の調査は、誰でも調査に参加でき、その結果が水質の長期的・複合的な影響を考えるのに役立つという特徴も持っています。

京都府では、身近な河川の水質を知ってもらい、きれいな河川の重要性について考えてもらうことを目的として、昭和 59 年度からこの調査を実施しています。

(2) 参加団体数

学校、広報、保健所等を通じて募集を行ったところ、令和 5 年度は小学校 7 団体、中学校 5 団体、高等学校等 4 団体、その他 33 団体の計 49 団体、延べ 1144 人の参加がありました。

(3) 調査期間

令和 5 年 6 月～令和 5 年 10 月

(4) 調査方法

環境省水・大気環境局・国土交通省河川局編「川の生きものを調べようー水生生物による水質判定」による方法により調査を行いました。

2 調査結果

(1) 調査団体と参加者数

1. 調査団体			2. 参加者数
番号	団体名	調査団体番号	
1	梅津まちづくり委員会（京都府立北嵯峨高校生物部）	s260022	80人
2	京都聖母学院高等学校・サイエンス部	s260026	18人
3	京丹後長岡緑の少年団こどもエコクラブ	s260037	39人
4	京都府立海洋高等学校 マリンバイオ部	s260091	10人
5	京都府建設交通部河川課	s260107	34人
6	くろべ水士里の会	s260142	12人
7	特定非営利活動法人ビオトープネットワーク京都	s260197	358人
8	乙訓の自然を守る会（長岡京市立第五小学校）	s260214	16人
9	京丹後市丹後地域公民館	s260218	25人
10	石橋水質調査チーム	s260238	4人
11	京都市立下京渉成小学校	s260259	43人
12	京都府立北稜高等学校	s260268	30人
13	立命館中学校・高等学校 サタデーボックス	s260288	20人
14	京都市環境政策局環境企画部環境管理課	s260295	42人
15	個人参加011	s260309	6人
16	平安女学院中学校高等学校	s260321	6人
17	綾部市立中筋小学校	s260323	36人
18	西京極こどもエコクラブ	s260331	5人
19	よいつけ	s260334	7人
20	京都府立井手やまぶき支援学校	s260335	23人
21	カッパ流域ネットワーク 京都府立北嵯峨高等学校・京都市立嵯峨中学校	s260338	11人
22	水質調査団	s260341	9人
23	京都市立鞍馬小学校	s260342	8人
24	京都市立八瀬小学校4年	s260343	8人
25	京都市立藤森中学校 理科部	s260344	21人
26	スマイル	s260345	22人
27	satosato	s260346	4人
28	個人参加R5New1	s260347	4人
29	個人参加R5New2	s260348	3人
30	京丹後市立弥栄小学校	s260349	23人
31	磯崎家	s260350	4人
32	谷田家と仲間たち	s260351	4人
33	のぞみ生き物捜索隊	s260352	12人
34	KOBAYASHI-HOME	s260353	4人
35	チームよしお	s260354	6人
36	個人参加R5New3	s260355	3人
37	木津川川ガキ団	s260357	56人
38	個人参加R5New5	s260358	6人
39	京田辺市立培良中学校	s260359	3人
40	京都 森へのパスポート	s260360	5人
41	東山高校 サイエンス部	s260361	3人
42	個人参加R5New8	s260364	3人
43	ぼけもん	s260365	6人
44	与謝野町立岩滝小学校	s260367	32人
45	哲学の道保勝会ホテル部	s260368	25人
46	福知山成美高等学校 国際コース	s260369	32人
47	Team KAMOGAWA	s260370	6人
48	洛西ガサ部	s260371	4人
49	鴨川同好会	s260372	3人
			計1144人

（注）参加人数は延べ数である。

(2) 調査結果集計表

[illegible]

VI 参考資料

1 京都府内における河川及び海域の概要	391
（1）河川の概要	391
（2）海域の概要	391
（3）水域統一番号及び地点統一番号	392
2 令和5年度公共用水域及び地下水の水質測定計画の概要（抜粋）	400

1 京都府内における河川及び海域の概要

(1) 河川の概要

ア 京都府内河川集計表

令和6年3月31日現在

区 分	水 系	河川数	延長 (m)	指定区間 (知事管理)		指定区間外 (大臣管理)	
				河川数	延長 (m)	河川数	延長 (m)
一級河川	淀川水系	180	923,056	163	784,823	23	138,233
	由良川水系	125	714,141	125	657,741	2	56,400
	小 計	305	1,637,197	288	1,442,564	25	194,633
二級河川	36水系	89	409,101	89	409,101	0	
合 計		394	2,046,298	377	1,851,665	25	194,633

(「京都府河川調書」による)

(2) 海域の概要

ア 海岸概況

令和6年3月31日現在

	海岸総延長 (km)	海岸保全区域指定済延長 (km)
京 都 府	315	109
全 国	35,268	14,301

「令和5年度海岸統計」(国土交通省水管理・国土保全局公表資料)による

(3) 水域統一番号及び地点統一番号

昭和54年3月14日付け事務連絡（環境庁水質規制課）に基づき、京都府は54年度に水域統一番号及び地点統一番号を定めた。

今後、追加される測定地点についてはその都度地点統一番号を設定することとする。

なお、令和4年3月末現在の水域統一番号は以下のとおりである。

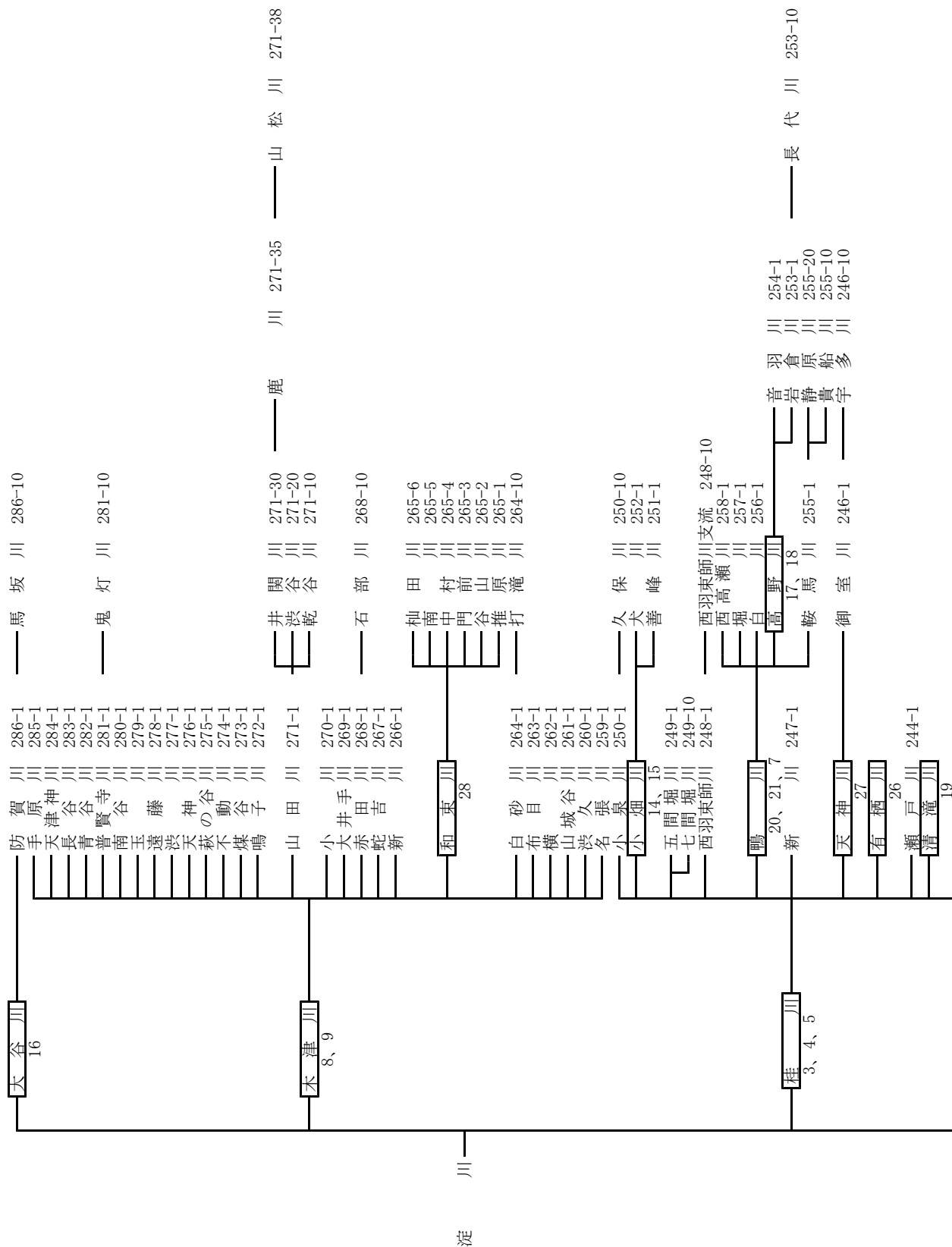
水域統一番号・地点統一番号設定の基本的な考え方

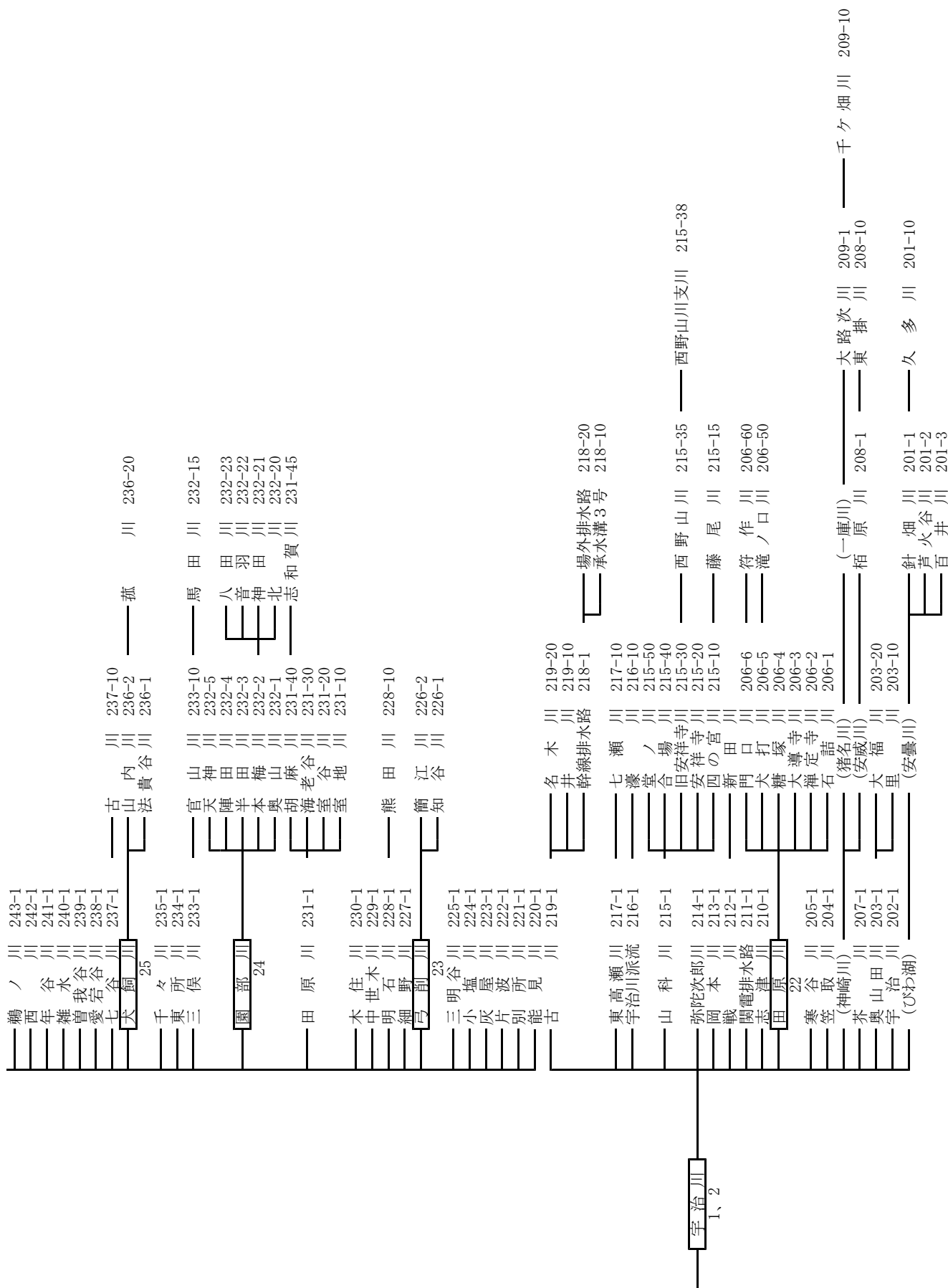
水 域 統 一 番 号					
環 境 省		京 都 府		河 区	環
番 号	区 分	番 号	区 分	川 分	番 号
1～200	類型指定河川	1～200	類 型 指 定 河 川	類型指定河川	1～50
201～400	類型指定外河川	201～295	淀 川 水 系 の 河 川 た だ し 201……琵琶湖 202～295……宇治川 207……淀 川 208～209……神崎川		51～99
			296～343	由良川水系の河川	
			344～400	北部河川	
			401～500	類型指定外湖沼	401
501～600	類型指定湖沼	該 当 な し			
601～700	類型指定海域	601	舞 鶴 湾 （ 1 ）		
		602	舞 鶴 湾 （ 2 ）		
		603	宮 津 湾		
		604	阿 蘇 海		
		605	若 狭 湾		
		606	山 陰 海 岸		
701～999	類型指定外海域	該 当 な し			

(注) (地点統一番号) = (水域統一番号) + (地点の番号)

地 点 の 番 号			
境 省	京 都 府		
	番号		備 考
環 境 基 準 点	1～50	環 境 基 準 点	地点の番号の取り方は 上流から下流へ
補 足 地 点	51～99	補 足 地 点	
	1～ 9	類型指定河川の一次支川 類型指定河川以外の河川	地点の番号の取り方は 下流から上流へ
	10～14 20～24 ⋮ ⋮ 90～94	類型指定河川の二次支川 類型指定河川以外の河川の一次支川	
	15～17 25～27 ⋮ ⋮ 95～97	類型指定河川の三次支川 類型指定河川以外の河川の二次支川	
	18～19 28～29 ⋮ ⋮ 98～99	類型指定河川の四次支川 類型指定河川以外の河川の三次支川	

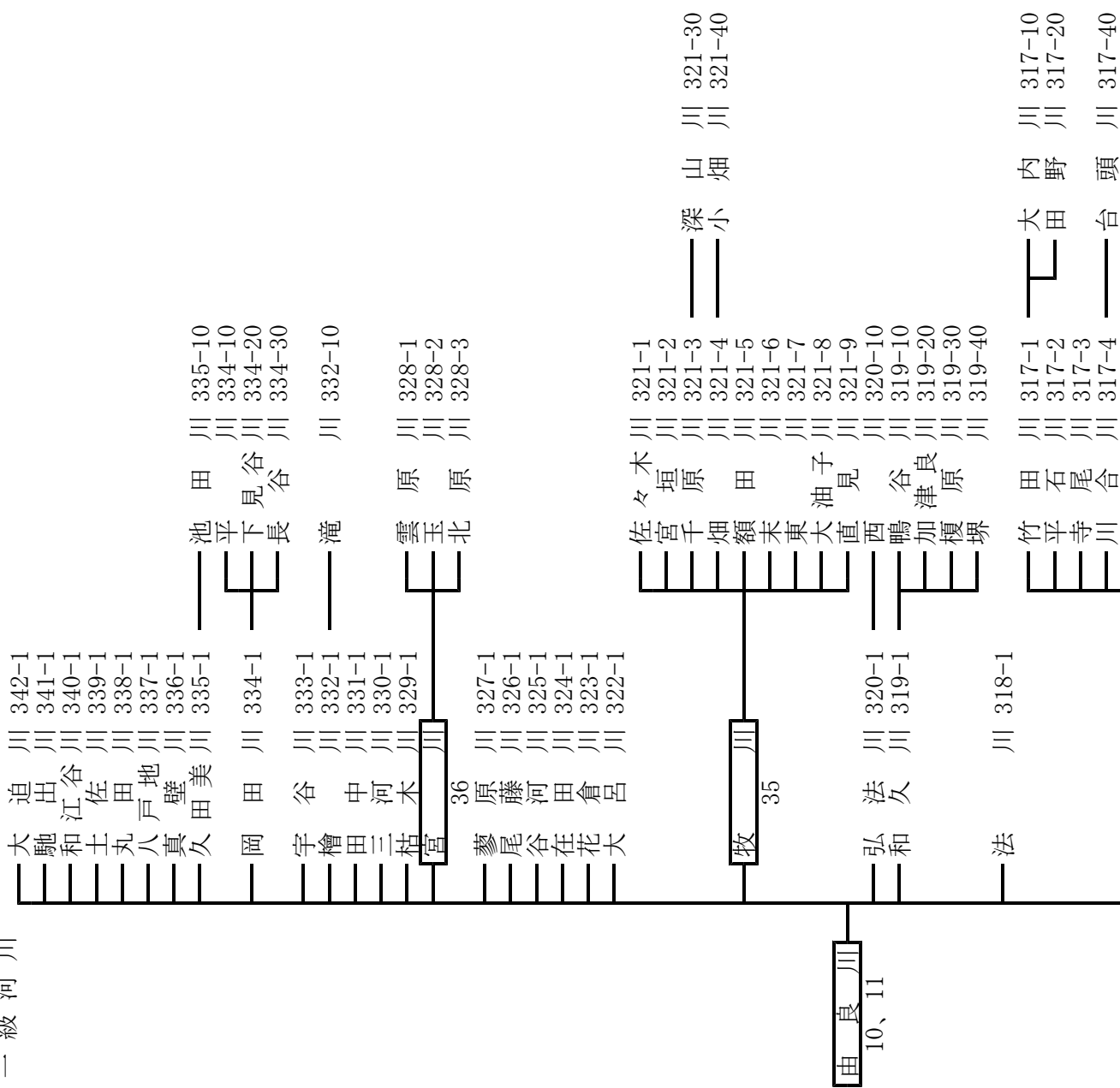
①淀川水系





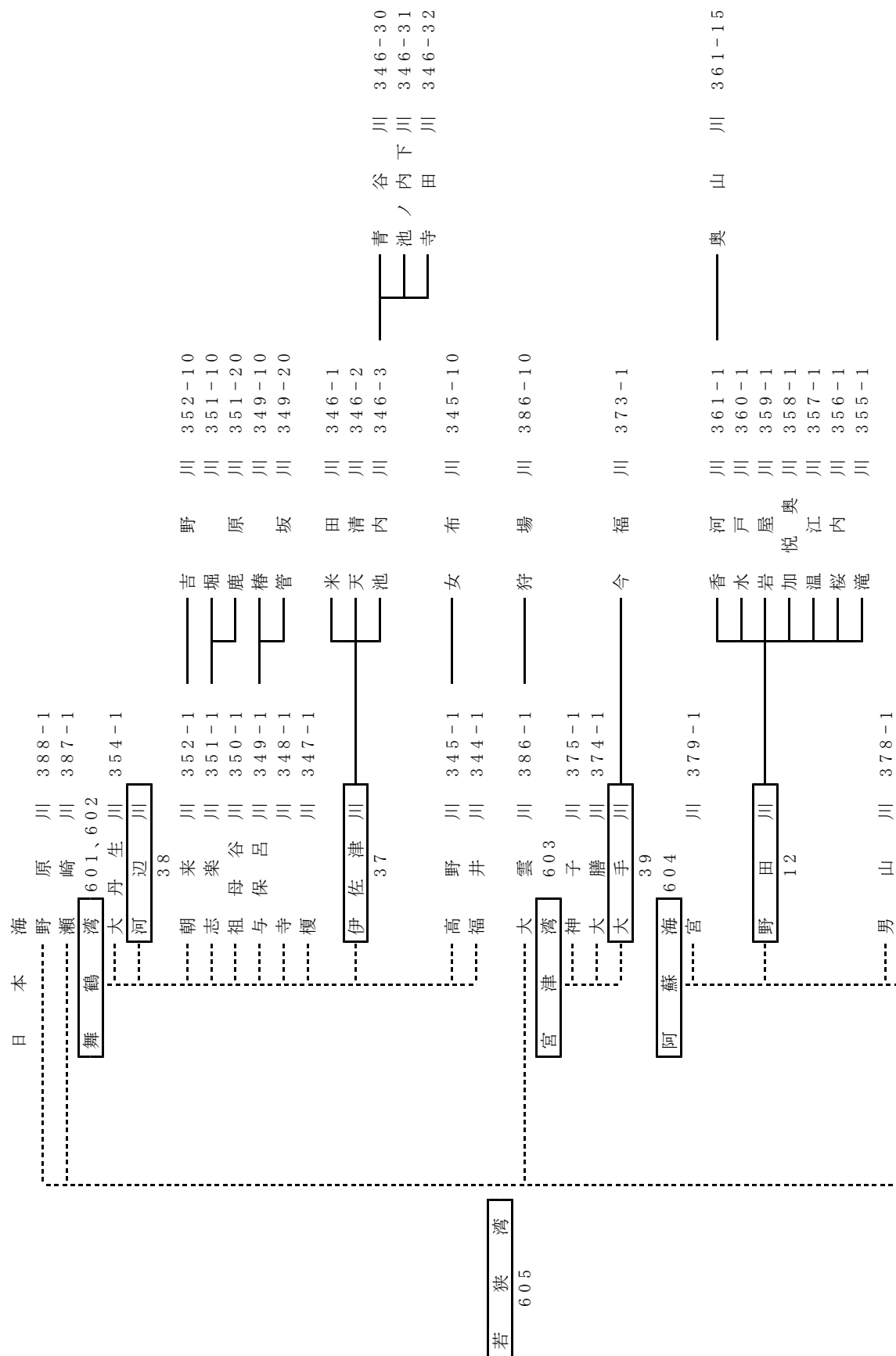
② 由良川水系

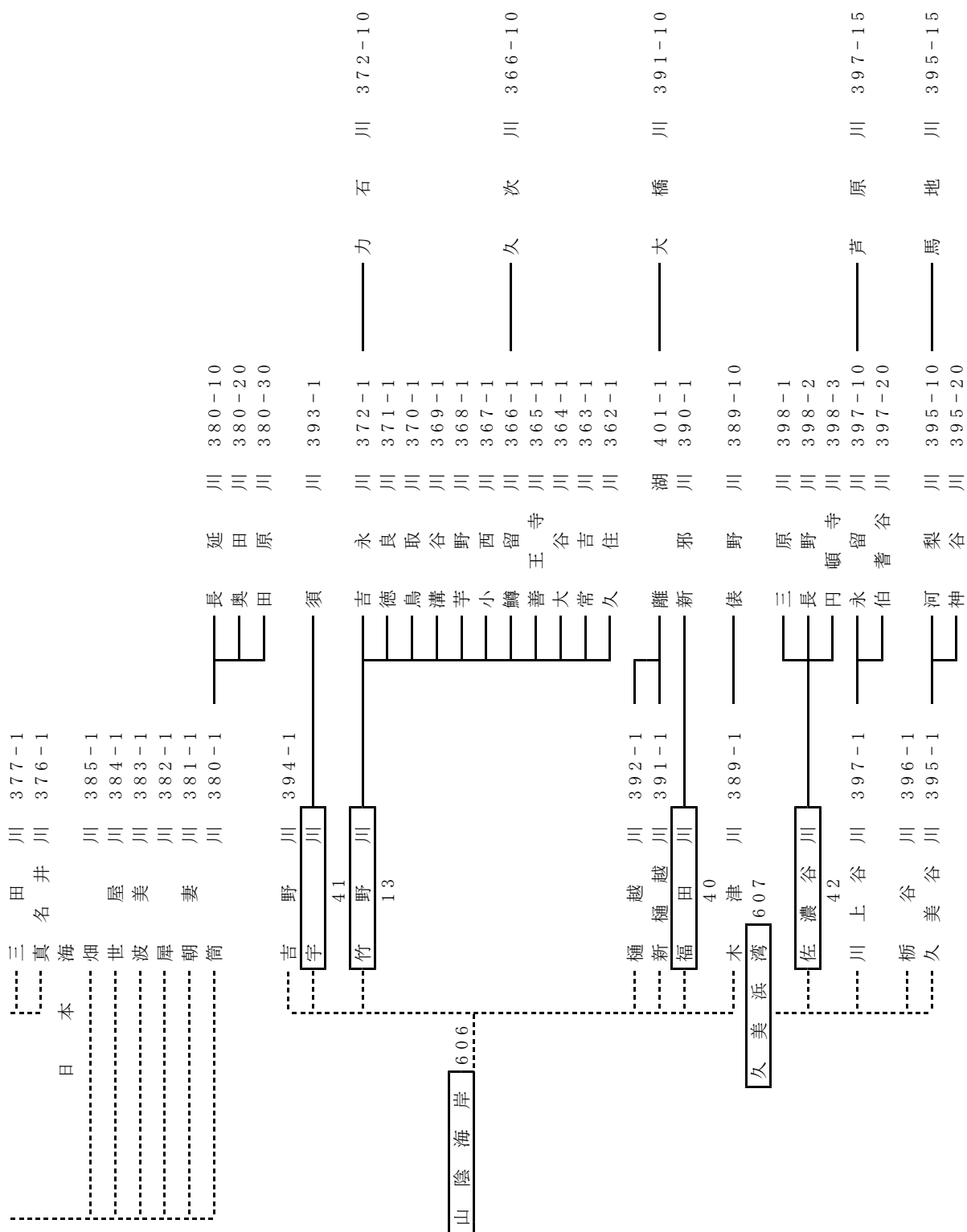
一級河川





③ 北部河川及び海域





2 令和５年度公共用水域及び地下水の水質測定計画の概要（抜粋）

1 目的

この計画は、水質汚濁防止法（昭和４５年法律第１３８号）第１６条第１項の規定により、京都府の区域に属する公共用水域及び地下水の汚濁状況を常時監視するために行う水質の測定について、測定すべき事項、測定の地点及び方法その他必要な事項を定めるものです。

2 測定内容

（１） 測定の種類

ア 公共用水域

通年測定、一般測定及び通日測定の３種類とし、内訳は別表１のとおりです。

なお、３種類の調査は、水質調査方法（昭和４６年９月３０日環水管第３０号環境庁水質保全局長通知）に準拠するものとします。

イ 地下水

概況調査、汚染井戸周辺地区調査及び継続監視調査の３種類とし、内訳は別表２のとおりです。

（ア） 概況調査の方法

地下水質調査方法（平成元年９月１４日環水管第１８９号環境庁水質保全局長通知別紙）に準拠するものとします。

（イ） 汚染井戸周辺地区調査の方法

環境基準値の定められている項目について、原則として、概況調査等において環境基準値を超過等した場合及び継続監視調査において環境基準以下の汚染が確認されている地区において必要に応じて実施し、地下水質調査方法に準拠するものとします。

（ロ） 継続監視調査の方法

汚染井戸周辺地区調査により確認された汚染の継続的な監視等、経年的なモニタリング調査とし、地下水質調査方法に準拠するものとします。

（２） 測定地点

ア 公共用水域

府内６１河川１０６地点、６海域１９地点の合計１２５地点において実施します。

これらの水域及び地点は別表１のとおりであり、地点の位置は別図１に示すとおりです。

イ 地下水

概況調査２７地点、継続監視調査５５地点、継続監視調査において２年間連続して環境基準以下となっている地区を対象に実施する汚染井戸周辺地区調査３地点の合計８５地点において実施します。

これらの地点は別表２のとおりであり、地点の位置は別図２に示すとおりです。

ただし、汚染井戸周辺地区調査（概況調査等において環境基準値を超過

等した場合に実施するもの)については、原則として、概況調査等により新たに汚染が発見された地域において適当と認められる井戸を選定の上実施するものとします。

(3) 測定期間

令和5年4月から翌年3月までとします。

(4) 採水方法

ア 公共用水域

(7) 採水日は、採水日前において比較的晴天が続き、水質が安定している日を選ぶものとします。

(イ) 河川の場合、採水は原則として流心とし、水面から水深の2割の深さとします。

(ロ) 海域の場合、外海においては、上層（海面下0.5m）、中層（海面下2m）の2層で採水し、内湾においては、下層（海面下10m又は水深10m未満の場合は、底から1～2m上部）、底層（可能な限り海底で測定することが望ましいが、底泥の巻き上げや地形の影響等のため、これにより難しい場合には、海底から1m以内）を加えた4層で採水するものとします。

イ 地下水

原則として井戸原水を採水するものとします。

(5) 測定項目及び測定回数

ア 公共用水域

測定水域の自然的、社会的背景を考慮して、各測定地点ごとに別表1に定める測定項目及び回数とします。

イ 地下水

測定地域の自然的、社会的背景を考慮して、各測定地点ごとに別表2に定める測定項目及び回数とします。

ただし、汚染井戸周辺地区調査（概況調査等において環境基準値を超過等した場合に実施するもの）については、概況調査等により新たに汚染が発見された項目及びその関連項目とします。

なお、アルキル水銀の測定は、総水銀が検出された場合に測定することとします。

(6) 流量測定

公共用水域においては、採水と併せて流量についても測定することとし、測定地点は別表1のとおりとします。

(7) 分析方法

ア 公共用水域

環境基準項目においては、原則として「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）に基づく方法とし、要監視項目においては、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」（平成5年4月28日付環水規第121号環境庁水質保全局水質規制課長通知）、「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」（平成15年11月5日環水企発第031105001号・環水管発第031105001号環境省環境管理水環境部長通知）、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準

等の施行等について」(平成16年3月31日環水企発第040331003号・環水土発第040331005号環境省環境管理局水環境部長通知)、「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」(平成25年3月27日環水大水発第1303272号環境省水・大気環境局長通知)又は「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について」(令和2年5月28日環水大水発第2005281号・環水大土発第2005282号環境省水・大気環境局長通知)に基づく方法とし、特殊項目においては、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」(昭和49年9月30日環境庁告示第64号)に基づく方法とし、また、その他の項目のうち、トリハロメタン生成能においては、「特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則第五条第二項の規定に基づく環境大臣が定める検定方法」(平成7年6月16日環境庁告示第30号)に基づく方法とするほか、これ以外の項目においては、日本産業規格、上水試験方法等科学的に確立された分析方法に基づくものとし、別表3によることとします。

イ 地下水

環境基準項目においては、「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年3月13日環境庁告示第10号)に基づく方法とし、その他の項目においては、日本産業規格、上水試験方法等科学的に確立された分析方法に基づくものとし、別表3によることとします。

3 測定機関

国土交通省、京都府及び京都市の各機関で実施し、その内訳は別表1及び別表2のとおりです。

4 測定結果の数値の取扱い方法

(1) 公共用水域

平成5年3月29日付け環水規第51号の環境庁水質保全局長通知に基づく方法とし、別表4によることとします。

(2) 地下水

平成13年5月31日付け環水企第92号の環境省環境管理局水環境部長通知等に基づく方法とし、別表4によることとします。

5 その他

地下水においては、井戸の諸元(井戸の形態、使用目的、井戸深度、ストレーナー位置、地下水位、地盤高)についても、可能な限り調査するものとします。

別表 3 分析方法等

1 公共用水域

区分	項目	河 川	海 域
		分 析 方 法	分 析 方 法
生活環境項目	p H	規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	同左
	B O D	規格21に定める方法	—
	C O D	規格17に定める方法（ただし、B 類型の工業用水及び水産 2 級のうちノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法）	同左
	S S	環境庁告示第59号付表 9 に掲げる方法	同左
	D O	規格32に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	同左
	底層 D O	—	規格32に定める方法又は付表13に掲げる方法
	大腸菌数	環境庁告示第59号付表10に掲げる方法	同左
	n-ヘキサン抽出物質	環境庁告示第59号付表14に掲げる方法	同左
	全窒素	規格45.4又は45.6に定める方法	同左
	りん全磷	規格46.3に定める方法	同左
	全亜鉛	規格53に定める方法	同左
	ノニルフェノール	環境庁告示第59号付表11に掲げる方法	同左
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（L A S）	環境庁告示第59号付表12に掲げる方法	—
健康項目	カドミウム	規格55.2、55.3又は55.4に定める方法	同左
	全シアン	規格38.1.2（規格38の備考11を除く。以下同じ。）及び38.2に定める方法、規格38.1.2及び38.3に定める方法、規格38.1.2及び38.5に定める方法又は環境庁告示第59号付表1に掲げる方法	同左
	鉛	規格54に定める方法	同左
	六価クロム	規格 65.2（規格 65.2.2 及び 65.2.7 を除く。）に定める方法（ただし、次の 1 から 3 までに掲げる場合にあっては、それぞれ 1 から 3 までに定めるところによる。） 1 規格 65.2.1 に定める方法による場合 原則として光路長 50mm の吸収セルを用いること。 2 規格 65.2.3、65.2.4 又は 65.2.5 に定める方法による場合（規格 65. の備考 11 の b）による場合に限る。）試料に、その濃度が基準値相当分（0.02mg/L）増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が 70～120%であることを確認すること。 3 規格 65.2.6 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 2 に定めるところによるほか、日本産業規格 K 0170-7 の 7 の a）又は b）に定める操作を行うこと。	同左
	砒素	規格61.2、61.3又は61.4に定める方法	同左
	総水銀	環境庁告示第59号付表2に掲げる方法	同左
	アルキル水銀	環境庁告示第59号付表3に掲げる方法	同左
	P C B	環境庁告示第59号付表4に掲げる方法	同左
	ジクロロメタン	日本産業規格 K 0125 の 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	同左
	四塩化炭素	日本産業規格 K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	同左
	1,2-ジクロロエタン	日本産業規格 K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法	同左
	1,1-ジクロロエチレン	日本産業規格 K 0125 の 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	同左
	シス-1,2-ジクロロエチレン	日本産業規格 K 0125 の 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	同左
	1,1,1-トリクロロエタン	日本産業規格 K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	同左
	1,1,2-トリクロロエタン	日本産業規格 K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	同左
	トリクロロエチレン	日本産業規格 K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	同左
	テトラクロロエチレン	日本産業規格 K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	同左
	1,3-ジクロロプロペン	日本産業規格 K 0125 の 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	同左
	チウラム	環境庁告示第59号付表5に掲げる方法	同左
	シマジン	環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法	同左
	チオベンカルブ	環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法	同左

区分	項 目	河 川	海 域
		分 析 方 法	分 析 方 法
健康項目	ベンゼン	日本産業規格 K0125 の 5. 1、5. 2 又は 5. 3. 2 に定める方法	同左
	セレン	規格 67. 2、67. 3 又は 67. 4 に定める方法	同左
	硝酸性窒素	規格 43. 2. 1、43. 2. 3、43. 2. 5 又は 43. 2. 6 に定める方法	同左
	亜硝酸性窒素	規格 43. 1 に定める方法	同左
	ふっ素	規格 34. 1（規格 34 の備考 1 を除く。）若しくは 34. 4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約 200mL に硫酸 10mL、りん酸 60mL 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250mL を混合し、水を加えて 1, 000mL としたものを用い、日本産業規格 K0170-6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格 34. 1. 1c）（注（2）第三文及び規格 34 の備考 1 を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。）及び環境庁告示第 59 号付表 7 に掲げる方法	—
	ほう素	規格 47. 1、47. 3 又は 47. 4 に定める方法	—
	1, 4-ジオキサン	環境庁告示第 59 号付表 8 の第 1、第 2 又は第 3 に掲げる方法	同左
要 監 視 項 目	クロロホルム	日本産業規格 K0125 の 5. 1、5. 2 又は 5. 3. 1 に定める方法	—
	トランス-1, 2-ジクロロエチレン	日本産業規格 K0125 の 5. 1、5. 2 又は 5. 3. 1 に定める方法	—
	1, 2-ジクロロプロパン	日本産業規格 K0125 の 5. 1、5. 2 又は 5. 3. 1 に定める方法	—
	p-ジクロロベンゼン	日本産業規格 K0125 の 5. 1、5. 2 又は 5. 3. 1 に定める方法	—
	イソキサチオン	環境庁通知付表 1 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	—
	ダイアジノン	環境庁通知付表 1 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	—
	フェントロチオン	環境庁通知付表 1 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	—
	イソプロチオラン	環境庁通知付表 1 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	—
	オキシ銅	環境庁通知付表 2 に掲げる方法	—
	クロロクロニル（T P N）	環境庁通知付表 1 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	—
	プロピザミド	環境庁通知付表 1 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	—
	E P N	環境庁通知付表 1 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	—
	ジクロルボス（D D V P）	環境庁通知付表 1 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	—
	フェノバルブ（B P M C）	環境庁通知付表 1 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	—
	イプロベンホス（I B P）	環境庁通知付表 1 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	—
	クロルニトロフェン（C N P）	環境庁通知付表 1 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	—
	トルエン	日本産業規格 K0125 の 5. 1、5. 2 又は 5. 3. 2 に定める方法	—
	キシレン	日本産業規格 K0125 の 5. 1、5. 2 又は 5. 3. 2 に定める方法	—
	フタル酸ジエチルヘキシル	環境庁通知付表 3 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	—
	ニッケル	規格 59. 3 に定める方法又は環境庁通知付表 4 若しくは付表 5 に掲げる方法	—
	モリブデン	規格 68. 2 に定める方法又は環境庁通知付表 4 若しくは付表 5 に掲げる方法	—
	アンチモン	環境省通知（ロ）付表 5 の第 1、第 2 又は第 3 に掲げる方法	—
	塩化ビニルモノマー	環境省通知（ロ）付表 1 に掲げる方法	—
	エピクロロヒドリン	環境省通知（ロ）付表 2 に掲げる方法	—
	全マンガン	規格 56. 2、56. 3、56. 4 又は 56. 5 に定める方法（準備操作は規格によるほか、海水など塩類を多く含む試料を分析する場合にあっては、必要に応じ試料を希釈することとする。）	—
	ウラン	環境省通知（ロ）付表 4 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	—
	フェノール	環境省通知（イ）付表 1 に掲げる方法	—
	ホルムアルデヒド	環境省通知（イ）付表 2 に掲げる方法	—
	4-tert-オクチルフェノール	環境省通知（ハ）付表 1 に掲げる方法	—
	アニリン	環境省通知（ハ）付表 2 に掲げる方法	—
	2, 4-ジクロロフェノール	環境省通知（ハ）付表 3 に掲げる方法	—
	P F O S 及び P F O A	環境省通知（ニ）付表 1 に掲げる方法	—

区分	項 目	河 川	海 域
		分 析 方 法	分 析 方 法
特殊項目	クロム	規格65.1に定める方法	—
	銅	規格52.2、52.3、52.4又は52.5に定める方法	—
	鉄	規格57.2、57.3又は57.4に定める方法	—
	マンガン	規格56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法	—
	フェノール類	規格28.1に定める方法	—
その他の項目	アンモニア性窒素	規格42.2、42.3、42.5又は42.6に基づく方法	同左
	無機性リン	規格46.1.1、46.1.3又は46.1.4に基づく方法	同左
	陰イオン界面活性剤	規格30.1に基づく方法	—
	濁度	日本産業規格K0101の9.4に定める方法	同左
	電気伝導度	規格13に定める方法	同左
	C l イオン	規格35.3に定める方法	同左
	クロロフィル a	上水試験方法（2011年版）IV.25.2に定める方法	海洋環境調査法(改訂版)9.2.4に定める方法
	トリハロメタン生成能	環境庁告示第30号別表に掲げる方法	—
	大腸菌群数	最確数による定量法（B G L B 培地によるMPN法）	—
一般項目	気温	規格7.1に定める方法	同左
	水温	規格7.2に定める方法	同左
	外観	規格8に定める方法	同左
	臭気	規格10.1に定める方法	同左
	透視度	規格9に定める方法	同左
	透明度	河川水質試験法（案）1.2	海洋観測指針による方法

- 注） 1：「規格」とは、『日本産業規格K0102』をいう。
- 2：「環境庁告示第59号」とは、『水質汚濁に係る環境基準について』（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）をいう。
- 3：「環境庁告示第30号」とは、『特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則第五条第二項に基づく環境大臣が定める検定方法』（平成7年6月16日環境庁告示第30号）をいう。
- 4：「環境庁通知」とは、『水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について』（平成5年4月28日環水規第121号環境庁水質保全局水質規制課長通知）をいう。
- 5：「環境省通知（イ）」とは、『水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について』（平成15年11月5日環水企発第031105001号・環水管発第031105001号環境省環境管理局水環境部長通知）をいう。
- 6：「環境省通知（ロ）」とは、『水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について』（平成16年3月31日環水企発第040331003号・環水管発第040331005号環境省環境管理局水環境部長通知）をいう。
- 7：「環境省通知（ハ）」とは、『水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について』（平成25年3月27日環水大発第1303272号環境省水・大気環境局長通知）をいう。
- 8：「環境省通知（ニ）」とは、『水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について』（令和2年5月28日環水大発第2005281号・環水大土発第2005282号環境省水・大気環境局長通知）をいう。
- 9：「河川水質試験方法（案）」とは、全国の一級河川及び湖沼の主要部において実施している水質調査に適用する試験方法を標準化することを主目的とし、建設省建設技術協議会水質連絡会及び財団法人河川環境管理財団により編集されたものをいう。（1997）
- 10：特殊項目の鉄、マンガンについて国土交通省及び京都市は溶解性鉄、溶解性マンガンを実施

2 地下水

区分	項 目	分 析 方 法
環 境 基 準 項 目	カドミウム	規格55.2、55.3又は55.4に定める方法
	全シアン	規格38.1.2（規格38の備考11を除く。以下同じ。）及び38.2に定める方法、規格38.1.2及び38.3に定める方法、規格38.1.2及び38.5に定める方法又は環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
	鉛	規格54に定める方法
	六価クロム	規格 65.2（規格 65.2.2 及び 65.2.7 を除く。）に定める方法（ただし、次の1から3までに掲げる場合にあっては、それぞれ1から3までに定めるところによる。） 1 規格 65.2.1 に定める方法による場合 原則として光路長 50mm の吸収セルを用いること。 2 規格 65.2.3、65.2.4 又は 65.2.5 に定める方法による場合（規格 65.の備考 11 の b）による場合に限る。）試料に、その濃度が基準値相当分（0.02mg/L）増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が 70～120%であることを確認すること。 3 規格 65.2.6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合 2 に定めるところによるほか、日本産業規格K0170-7の7の a）又は b）に定める操作を行うこと。
	砒素	規格61.2、61.3又は61.4に定める方法
	総水銀	環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
	アルキル水銀	環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
	P C B	環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
	ジクロロメタン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	四塩化炭素	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	クロロエチレン	環境庁告示第10号付表に掲げる方法
	1,2-ジクロロエタン	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
	1,1-ジクロロエチレン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	シス-1,2-ジクロロエチレン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
	1,1,1-トリクロロエタン	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	1,1,2-トリクロロエタン	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	トリクロロエチレン	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	テトラクロロエチレン	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	1,3-ジクロロプロペン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
	チウラム	環境庁告示第59号付表5に掲げる方法
	シマジン	環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
	チオベンカルブ	環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
	ベンゼン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	セレン	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
	硝酸性窒素	規格43.2.1、43.2.3、43.2.5若しくは43.2.6に定める方法
	亜硝酸性窒素	規格43.1に定める方法
	ふっ素	規格34.1（規格34の備考1を除く。）若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mLに硫酸10mL、りん酸60mL及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mLを混合し、水を加えて1000mLとしたものを用い、日本産業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格34.1.1c）（注）（2）第三文及び 規格34の備考1を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。）及び環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
	ほう素	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
	1,4-ジオキサン	環境庁告示第59号付表8に掲げる方法
その他	p H	規格12.1に定める方法

注） 1：「規格」とは、『日本産業規格K0102』をいう。

2：「環境庁告示第59号」とは、『水質汚濁に係る環境基準について』（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）をいう。

3：「環境庁告示第10号」とは、『地下水の水質汚濁に係る環境基準について』（平成9年3月13日環境庁告示第10号）をいう。

別表 4 数値の取扱い方法

1 公共用水域

『公共用水域水質測定結果の報告について』
（平成 5 年 3 月 29 日環水規第 51 号環境庁
水質保全局長通知）に基づき、平成 5 年度結果
から本取扱いを用いる。

項目 区分	生活環境項目	健康項目	要監視項目・特殊項目等
報告下限値（記載方法含む）	下 表 の と お り		
有効数字等	① 報告下限値未満の数値は、「報告下限値未満」（記載例「<0.1」）とする。 ② 有効数字は 2 桁とし、3 桁目以下を切捨てる。 ③ 報告下限値の桁を下回る桁は切捨てる。 ④ 告示において環境基準値が 2 物質の和とされている環境基準項目については、2 物質の測定値の合計値を求めた後、上記②、③の桁数処理を行う。ただし、2 物質の測定値の何れか一方が報告下限値未満の場合は、その報告下限値未満に代えて、報告下限値の数値を測定値として扱う。		
	① pH の小数第 2 位を四捨五入し、小数点以下 1 桁までとる。	—	① 気温・水温は小数点以下 1 桁とする。 ② 流量は小数点以下 2 桁とする。 ③ 大腸菌群数は指数表示とする。
平均値	有効数字は 2 桁とし、その下の桁を四捨五入する。その場合、報告下限値の桁を下回る桁が残る場合は四捨五入して報告下限値の桁までとする。		
	① 報告下限値未満の数値は報告下限値の数値として扱い、平均値を算出する。 ② 大腸菌数の日間平均値は、幾何平均により求めるものとする。その際、個別の測定値が報告下限値未満の数値については、報告下限値の数値として取り扱い、幾何平均値を計算する。ただし、同一測定点における同日のすべての検体の測定値が報告下限値未満の場合には、日間平均値を「報告下限値未満」とする。		① 気温・水温・流量等は生活環境項目に準ずる。 ② 要監視項目・特殊項目等は報告下限値以上の日間平均値の年間平均値として取扱う。

報告下限値及び記載方法

区分	項目	環境基準値等	報告下限値	記載方法		
				有効数字	小数点以下	報告下限値未満
生活環境項目	水素イオン濃度 (pH)	6.0以上8.5以下	—	— 桁	1 桁まで	—
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	1以下～10以下	0.5	2	1	<0.5
	化学的酸素要求量 (COD)	2以下～8以下	0.5	2	1	<0.5
	浮遊物質 (SS)	25以下～100以下	1	2	整数	<1
	溶存酸素量 (DO)	2以上～7.5以上	0.5	2	1	<0.5
	底層溶存酸素量 (底層DO)	2.0以上～4.0以上	0.5	2	1	<0.5
	大腸菌数	20以下～ 1,000以下	1	2	整数	<1
	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)	検出されないこと	0.5	2	1	<0.5
	全窒素	0.2以下～1以下	0.05	2	2	<0.05
	リン 全リン	0.02以下～ 0.09以下	0.003	2	3	<0.003
	全亜鉛	0.01以下～ 0.03以下	0.001	2	3	<0.001
	ノニルフェノール	0.0006以下～ 0.001以下	0.00006	2	5	<0.00006
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS)	0.006以下～ 0.05以下	0.0006	2	4	<0.0006
	カドミウム (Cd)	0.003以下	0.0003	2	4	<0.0003
健康項目	全シアン (CN)	検出されないこと	0.1	2	1	<0.1
	鉛 (Pb)	0.01以下	0.005	2	3	<0.005
	六価クロム (Cr6+)	0.02以下	0.02	2	2	<0.02
	砒素 (As)	0.01以下	0.005	2	3	<0.005
	総水銀 (T-Hg)	0.0005以下	0.0005	2	4	<0.0005
	アルキル水銀	検出されないこと	0.0005	2	4	<0.0005
	PCB	検出されないこと	0.0005	2	4	<0.0005
	ジクロロメタン	0.02以下	0.002	2	3	<0.002
	四塩化炭素	0.002以下	0.0002	2	4	<0.0002
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	0.0004	2	4	<0.0004
	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	0.01	2	2	<0.01
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004	2	3	<0.004
	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	0.1	2	1	<0.1
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	0.0006	2	4	<0.0006
	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001	2	3	<0.001
	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001	2	3	<0.001
	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	0.0002	2	4	<0.0002
	チウラム	0.006以下	0.0006	2	4	<0.0006
	シマジン	0.003以下	0.0003	2	4	<0.0003
	チオベンカルブ	0.02以下	0.002	2	3	<0.002
	ベンゼン	0.01以下	0.001	2	3	<0.001
	セレン	0.01以下	0.002	2	3	<0.002
	亜硝酸性窒素	計10以下	0.01	2	2	<0.01
	硝酸性窒素		0.01	2	2	<0.01
	ふっ素	0.8以下	0.08	2	2	<0.08
	ほう素	1以下	0.1	2	1	<0.1
	1,4-ジオキサン	0.05以下	0.005	2	3	<0.005

区分	項目	環境基準値等	報告下限値	記載方法		
				有効数字	小数点以下	報告下限値 未 満
要 監 視 項 目	クロロホルム	0.06以下	0.006	2	3	<0.006
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004	2	3	<0.004
	1,2-ジクロロプロパン	0.06以下	0.006	2	3	<0.006
	p-ジクロロベンゼン	0.2以下	0.02	2	2	<0.02
	イソキサチオン	0.008以下	0.0008	2	4	<0.0008
	ダイアジノン	0.005以下	0.0005	2	4	<0.0005
	フェニトロチオン (MEP)	0.003以下	0.0003	2	4	<0.0003
	イソプロチオラン	0.04以下	0.004	2	3	<0.004
	オキシ銅	0.04以下	0.004	2	3	<0.004
	クロロタロニル (TPN)	0.05以下	0.005	2	3	<0.005
	プロピザミド	0.008以下	0.0008	2	4	<0.0008
	EPN	0.006以下	0.0006	2	4	<0.0006
	ジクロルボス (DDVP)	0.008以下	0.0008	2	4	<0.0008
	フェノブカルブ (BPMC)	0.03以下	0.003	2	3	<0.003
	イプロベンホス (IBP)	0.008以下	0.0008	2	4	<0.0008
	クロルニトロフェン (CNP)	—	0.0001	2	4	<0.0001
	トルエン	0.6以下	0.06	2	2	<0.06
	キシレン	0.4以下	0.04	2	2	<0.04
	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06以下	0.006	2	3	<0.006
	ニッケル	—	0.005	2	3	<0.005
	モリブデン	0.07以下	0.007	2	3	<0.007
	アンチモン	0.02以下	0.002	2	3	<0.002
	塩化ビニルモノマー	0.002以下	0.0002	2	4	<0.0002
	エピクロロヒドリン	0.0004以下	0.00003	2	5	<0.00003
	全マンガン	0.2以下	0.01	2	2	<0.01
	ウラン	0.002以下	0.0002	2	4	<0.0002
	フェノール	0.01以下～2以下	0.001	2	3	<0.001
	ホルムアルデヒド	0.03以下～1以下	0.1	2	1	<0.1
	4-tert-オクチルフェノール	0.0004以下 ～0.004以下	0.00004	2	5	<0.00004
	アニリン	0.02以下～0.1以下	0.002	2	3	<0.002
	2,4-ジクロロフェノール	0.003以下 ～0.03以下	0.0003	2	4	<0.0003
	P F O S	計0.00005以下	0.000002	2	6	<0.000002
	P F O A		0.000002	2	6	<0.000002
特 殊 項 目	クロム	—	0.01	2	2	<0.01
	銅	—	0.01	2	2	<0.01
	鉄	—	0.01	2	2	<0.01
	マンガン	—	0.01	2	2	<0.01
	フェノール類	—	0.01	2	2	<0.01
そ の 他 の 項 目	アンモニア性窒素	—	0.01	2	2	<0.01
	無機性りん	—	0.002	2	3	<0.002
	陰イオン界面活性剤	—	0.01	2	2	<0.01
	濁度	—	—	2	1	—
	電気伝導度	—	—	2	整 数	—
	C l イオン	—	—	2	1	—
	クロロフィル a	—	0.1	2	1	<0.1

区分	項目	環境基準値等	報告下限値	記載方法		
				有効数字	小数点以下	報告下限値 未 満
その他の項目	トリハロメタン生成能	—	0.004	2	3	<0.004
	クロロホルム生成能 ブ・ロモ・クロロメタン生成能 ジ・ブ・ロモクロロメタン生成能 プロモホルム生成能	—	0.001	2	3	<0.001
	大腸菌群数	—	1.8E00	2	1 (指数表示)	<1.8E00
一般項目	気温	—	—	—	1	—
	水温	—	—	—	1	—
	流量	—	—	—	2	—
	採取水深	—	—	—	1	—
	全水深	—	—	—	1	—
	透視度	—	—	2	整数	—
	透明度	—	—	2	1	—
	塩分	—	—	2	1	—

- 注) 1 単位：大腸菌群数 (MPN/100mL)、大腸菌数 (MPN/100mL又は個/100mL)、流量 (m³/s)、
 気温・水温 (°C)、透明度 (m)、透視度 (cm)、電気伝導度 (μS/cm)、塩分 (‰)、
 濁度 (度)、クロフィルa (μg/L)
 上記及びpH以外は (mg/L) である。
- 2 要監視項目については指針値
- 3 特殊項目の鉄、マンガンについて国土交通省及び京都市は溶解性鉄、溶解性マンガンを実施

2 地 下 水

『環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について』（平成13年5月31日環水企第92号環境省環境管理局水環境部長通知）に基づくほか、規定のない事項については『公共用水域水質測定結果の報告について』（平成5年3月29日環水規第51号環境庁水質保全局長通知）に基づき、次のとおり取り扱うものとする。

項目 区分	環 境 基 準 項 目	要監視項目及びその他の項目
報告下限値（記載方法含む）	下 表 の と お り	
有 効 数 字 等	① 報告下限値未満の数値は、「報告下限値未満」（記載例「<0.1」）とする。 ② 有効数字は2桁とし、3桁目以下を切捨てる。 ③ 報告下限値の桁を下回る桁は切捨てる。 ④ 告示または地下水告示において環境基準値が2物質の和とされている環境基準項目については、2物質の測定値の合計値を求めた後、上記②、③の桁数処理を行う。ただし、2物質の測定値の何れか一方が報告下限値未満の場合は、その報告下限値未満に代えて、報告下限値の数値を測定値として扱う。	
	—	pHは小数第2位を四捨五入し、小数点以下1桁までとする。
平 均 値	① 有効数字は2桁とし、その下の桁を四捨五入する。その場合、報告下限値の桁を下回る桁が残る場合は四捨五入して報告下限値の桁までとする。 ② 報告下限値未満の数値は報告下限値として扱い、平均値を算出する。	

報告下限値及び記載方法

区分	項目	環境基準値等	報告下限値	記載方法		
				有効数字	小数点以下	報告下限値未満
環境基準項目	カドミウム (Cd)	0.003以下	0.0003	2桁	4桁まで	<0.0003
	全シアン (CN)	検出されないこと	0.1	2	1	<0.1
	鉛 (Pb)	0.01以下	0.005	2	3	<0.005
	六価クロム (Cr ⁶⁺)	0.02以下	0.01	2	2	<0.01
	砒素 (As)	0.01以下	0.005	2	3	<0.005
	総水銀 (T-Hg)	0.0005以下	0.0005	2	4	<0.0005
	アルキル水銀	検出されないこと	0.0005	2	4	<0.0005
	PCB	検出されないこと	0.0005	2	4	<0.0005
	ジクロロメタン	0.02以下	0.002	2	3	<0.002
	四塩化炭素	0.002以下	0.0002	2	4	<0.0002
	クロロエチレン	0.002以下	0.0002	2	4	<0.0002
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	0.0004	2	4	<0.0004
	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	0.01	2	2	<0.01
	シス-1,2-ジクロロエチレン	計0.04以下	0.002	2	3	<0.002
	トランス-1,2-ジクロロエチレン		0.002	2	3	<0.002
	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	0.1	2	1	<0.1
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	0.0006	2	4	<0.0006
	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001	2	3	<0.001
	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001	2	3	<0.001
	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	0.0002	2	4	<0.0002
	チウラム	0.006以下	0.0006	2	4	<0.0006
	シマジン	0.003以下	0.0003	2	4	<0.0003
	チオベンカルブ	0.02以下	0.002	2	3	<0.002
	ベンゼン	0.01以下	0.001	2	3	<0.001
	セレン	0.01以下	0.002	2	3	<0.002
	硝酸性窒素	計10以下	0.01	2	2	<0.01
	亜硝酸性窒素		0.01	2	2	<0.01
	ふっ素	0.8以下	0.08	2	2	<0.08
	ほう素	1以下	0.1	2	1	<0.1
	1,4-ジオキサン	0.05以下	0.005	2	3	<0.005
その他の項目	水素イオン濃度 (pH)	—	—	—	—	—

注) 単位: mg/L

○ 公共用水域水質調査機関

水域名	河川名 及び 海域名	環境基準 類型		測定地点名 (統一地点番号)	所在地名	測定機関		
		BOD 等	水生 生物 保全			国土 交通 省	京 都 府	京 都 市
安曇川	久多川			川合橋 (201-10)	左京区			○
	芦火谷川			京都府・滋賀県境界点 (201-02)	左京区			○
	百井川			大見川合流後 (201-03)	左京区			○
宇治川	宇治川	AⅧ	生物BⅠ	大峰橋 (001-53)	宇治市	○		
				宇治橋 (001-55)	宇治市	○		
				隠元橋 (001-01)	宇治市	○		
		BⅧ		観月橋 (002-51)	伏見区	○		
				宇治川大橋 (002-52)	伏見区	○		
				宇治川御幸橋 (002-01)	八幡市	○		
	関電排水路			観流橋 (211-01)	宇治市		○	
	旧安祥寺川			金ヶ崎橋 (215-30)	山科区			○
	山科川			新金ヶ崎橋 (215-03)	山科区			○
				中野橋 (215-01)	伏見区	○		
	七瀬川			仙石橋 (217-20)	伏見区			○
	東高瀬川			新竹田出橋 (217-02)	伏見区			○
				三栖橋 (217-01)	伏見区	○		
	名木川			新橋 (219-20)	久御山町		○	
	場外排水路			相島橋 (218-20)	久御山町		○	
	古川			中橋 (219-01)	久御山町		○	
田原川	田原川	AⅠ		蛭橋 (022-01)	宇治田原町		○	
桂川	桂川	AⅠ	生物AⅠ	八千代橋 (003-54)	右京区			○
			生物BⅠ	越方橋 (003-56)	南丹市		○	
				大堰橋 (003-57)	南丹市		○	
				保津峡 (003-61)	亀岡市		○	

水域名	河川名 及び 海域名	環境基準 類型		測定地点名 (統一地点番号)	所在地名	測定機関		
		BOD 等	水生 生物 保全			国 土 交 通 省	京 都 府	京 都 市
桂川	桂川	AⅠ	生物BⅠ	渡月橋 (003-01)	右京区	○		
		AⅠ	生物BⅠ	西大橋 (004-01)	右京区	○		
		AⅠ	生物BⅠ	久世橋 (005-51)	南区	○		
				羽束師橋 (005-52)	伏見区	○		
				宮前橋 (005-01)	伏見区	○		
				三川合流前 (005-53)	大山崎町		○	
	西川			桂川流入前 (242-01)	亀岡市		○	
	新川			上久世橋 (247-03)	南区			○
	西羽束師川			戌亥橋 (248-02)	向日市		○	
				自動車試験場横 (248-01)	伏見区			○
	七間堀川			桂川流入前 (249-10)	伏見区		○	
	小泉川			新山崎橋 (250-01)	大山崎町		○	
	田原川			桂川流入前 (231-01)	南丹市		○	
弓削川	弓削川	AⅠ		寺田橋 (023-01)	右京区			○
園部川	園部川	AⅠ		神田橋 (024-01)	南丹市		○	
犬飼川	犬飼川	AⅠ		並河橋 (025-01)	亀岡市		○	
有栖川	有栖川	AⅠ		梅津新橋 (026-01)	右京区			○
天神川	天神川	AⅠ		原谷川合流後 (027-52)	右京区			○
				二条裏橋 (027-51)	右京区			○
				西京極橋 (027-02)	右京区			○
	御室川			三宝寺川合流後 (246-11)	右京区			○
				太子道橋 (246-10)	右京区			○
清滝川	清滝川	AAⅠ		落合橋 (019-01)	右京区			○
小畑川	小畑川	AⅠ		中山橋 (014-52)	西京区			○

水域名	河川名 及び 海域名	環境基準 類型		測定地点名 (統一地点番号)	所在地名	測定機関		
		BOD 等	水生 生物 保全			国 土 交 通 省	京 都 府	京 都 市
小畑川	小畑川	AⅠ		京都市・長岡京市境界点 (014-01)	西京区			○
		AⅠ		小畑橋 (015-01)	大山崎町		○	
高野川	高野川	AAⅠ		三宅橋 (017-01)	左京区			○
		AⅠ		高野橋 (018-52)	左京区			○
				河合橋 (018-01)	左京区			○
	岩倉川			千石橋 (253-01)	左京区			○
鴨川	鴨川	AⅠ		高橋 (020-52)	北区			○
				北大路橋 (020-54)	左京区			○
				出町橋 (020-01)	左京区			○
		AⅠ		三条大橋 (021-01)	東山区			○
				勧進橋 (021-52)	伏見区			○
		AⅠ		鳥羽大橋 (007-51)	南区			○
	京川橋 (007-01)			伏見区			○	
	白川			下河原橋 (256-01)	左京区			○
西高瀬川			天神橋 (258-01)	南区			○	
木津川	木津川	AⅡ	生物BⅠ	笹瀬橋 (008-01)	南山城村	○		
		AⅠ		恭仁大橋 (009-01)	木津川市	○		
				玉水橋 (009-02)	京田辺市	○		
				木津川御幸橋 (009-03)	八幡市	○		
	名張川			高山ダム下流 (259-01)	南山城村	○		
	山田川			木津川流入前 (271-02)	木津川市		○	
和束川	和束川	AⅠ		菜切橋 (028-01)	木津川市		○	
大谷川	大谷川	BⅡ		二ノ橋 (016-01)	八幡市		○	

水域名	河川名 及び 海域名	環境基準 類型		測定地点名 (統一地点番号)	所在地名	測定機関		
		BOD 等	水生 生物 保全			国 土 交 通 省	京 都 府	京 都 市
由良川	由良川	AAⅠ	生物AⅠ	出合橋 (010-51)	南丹市		○	
				安野橋 (010-01)	南丹市		○	
		AⅠ	生物BⅠ	大野ダム下 (011-51)	南丹市		○	
				須川橋 (011-52)	京丹波町		○	
				山家橋 (011-01)	綾部市		○	
				以久田橋 (011-02)	綾部市	○		
				音無瀬橋 (011-03)	福知山市	○		
				筈巻橋 (011-54)	福知山市	○		
				波美橋 (011-04)	福知山市	○		
				由良川橋 (011-05)	舞鶴市	○		
	法 川			京口橋 (318-01)	福知山市		○	
	和久川			下荒河橋下流 (319-01)	福知山市		○	
	弘法川			上荒河橋 (320-02)	福知山市		○	
棚野川	棚野川	AⅠ		和泉大橋 (029-01)	南丹市		○	
高屋川	高屋川	AⅠ		黒瀬橋 (030-01)	京丹波町		○	
上林川	上林川	AⅠ		五郎橋 (031-01)	綾部市		○	
八田川	八田川	AⅠ		八田川橋 (032-01)	綾部市		○	
犀川	犀川	AⅠ		小貝橋 (033-01)	綾部市		○	
土師川	土師川	AⅠ		土師橋 (034-01)	福知山市	○		
	竹田川			東橋 (317-01)	福知山市		○	
牧川	牧川	AⅠ		天津橋 (035-01)	福知山市		○	
宮川	宮川	AⅠ		宮川橋 (036-01)	福知山市		○	
舞鶴湾	高野川			新橋 (345-01)	舞鶴市		○	
	与保呂川			桜橋 (349-01)	舞鶴市		○	

水域名	河川名 及び 海域名	環境基準 類型		測定地点名 (統一地点番号)	所在地名	測定機関		
		BOD 等	水生 生物 保全			国 土 交 通 省	京 都 府	京 都 市
伊佐津川	伊佐津川	AⅠ		相生橋 (037-01)	舞鶴市		○	
河辺川	河辺川	AⅠ		第一河辺川橋 (038-01)	舞鶴市		○	
野田川	野田川	AⅡ		六反田橋 (012-01)	与謝野町		○	
				堂谷橋 (012-02)	与謝野町		○	
竹野川	竹野川	BⅠ		新橋 (013-52)	京丹後市		○	
				内記橋 (013-56)	京丹後市		○	
				荒木野橋 (013-01)	京丹後市		○	
大手川	大手川	AⅡ		京口橋 (039-01)	宮津市		○	
宇川	宇川	AⅠ		宇川橋 (041-01)	京丹後市		○	
福田川	福田川	AⅠ		新川橋 (040-01)	京丹後市		○	
佐濃谷川	佐濃谷川	AⅠ		高橋橋 (042-01)	京丹後市		○	

水域名	河川名 及び 海域名	環境 基準 類型	測定地点名 (統一地点番号)	所在地名	測定機関			測定 位置
					国 土 交 通 省	京 都 府	京 都 市	
舞鶴湾	舞鶴湾	AⅠ ⅡⅠ	キンギョ鼻地先 (602-01)	舞鶴市		○		N 35° 30' 58" E135° 20' 12"
			恵比須埼地先 (602-02)	舞鶴市		○		N 35° 29' 47" E135° 21' 26"
		AⅧ ⅡⅠ	念仏鼻地先 (601-01)	舞鶴市		○		N 35° 29' 34" E135° 23' 20"
			檜埼地先 (601-02)	舞鶴市		○		N 35° 28' 19" E135° 19' 38"
宮津湾	宮津湾	AⅡ ⅡⅠ	江尻地先 (603-01)	宮津市		○		N 35° 34' 59" E135° 12' 50"
			島埼地先 (603-02)	宮津市		○		N 35° 32' 31" E135° 11' 53"
阿蘇海	阿蘇海	BⅧ ⅡⅧ	野田川流入点 (604-01)	宮津市		○		N 35° 33' 41" E135° 09' 50"
			中央部 (604-02)	宮津市		○		N 35° 34' 03" E135° 10' 46"
			溝尻地先 (604-03)	宮津市		○		N 35° 34' 41" E135° 11' 33"
			文珠地先 (604-51)	宮津市		○		N 35° 33' 39" E135° 11' 02"
若狭湾	若狭湾	AⅠ	栗田湾沖 (605-01)	宮津市		○		N 35° 32' 17" E135° 17' 50"
			波見埼沖 (605-02)	宮津市		○		N 35° 38' 05" E135° 16' 04"
			鷺埼沖 (605-03)	伊根町		○		N 35° 40' 30" E135° 19' 12"
山陰海岸	山陰海岸	AⅠ	竹野川沖 (606-01)	京丹後市		○		N 35° 45' 05" E135° 06' 40"
			久美浜湾沖 (606-02)	京丹後市		○		N 35° 39' 17" E134° 54' 57"
久美浜湾	久美浜湾	AⅡ ⅡⅡ	湾口部 (607-01)	京丹後市		○		N 35° 38' 21" E134° 54' 02"
			佐濃谷川流入点 (607-51)	京丹後市		○		N 35° 38' 21" E134° 55' 02"
			神崎地先 (607-52)	京丹後市		○		N 35° 37' 35" E134° 54' 40"
			湾奥部 (607-02)	京丹後市		○		N 35° 36' 45" E134° 54' 02"

注) 測量法(昭和24年6月3日法律第188号)の改正により、平成14年4月1日より緯度及び経度の表示が世界測地系に変更されたため、測定位置の緯度及び経度に変更されています。(測定位置自体は変更していません。)

○ 地下水調査機関

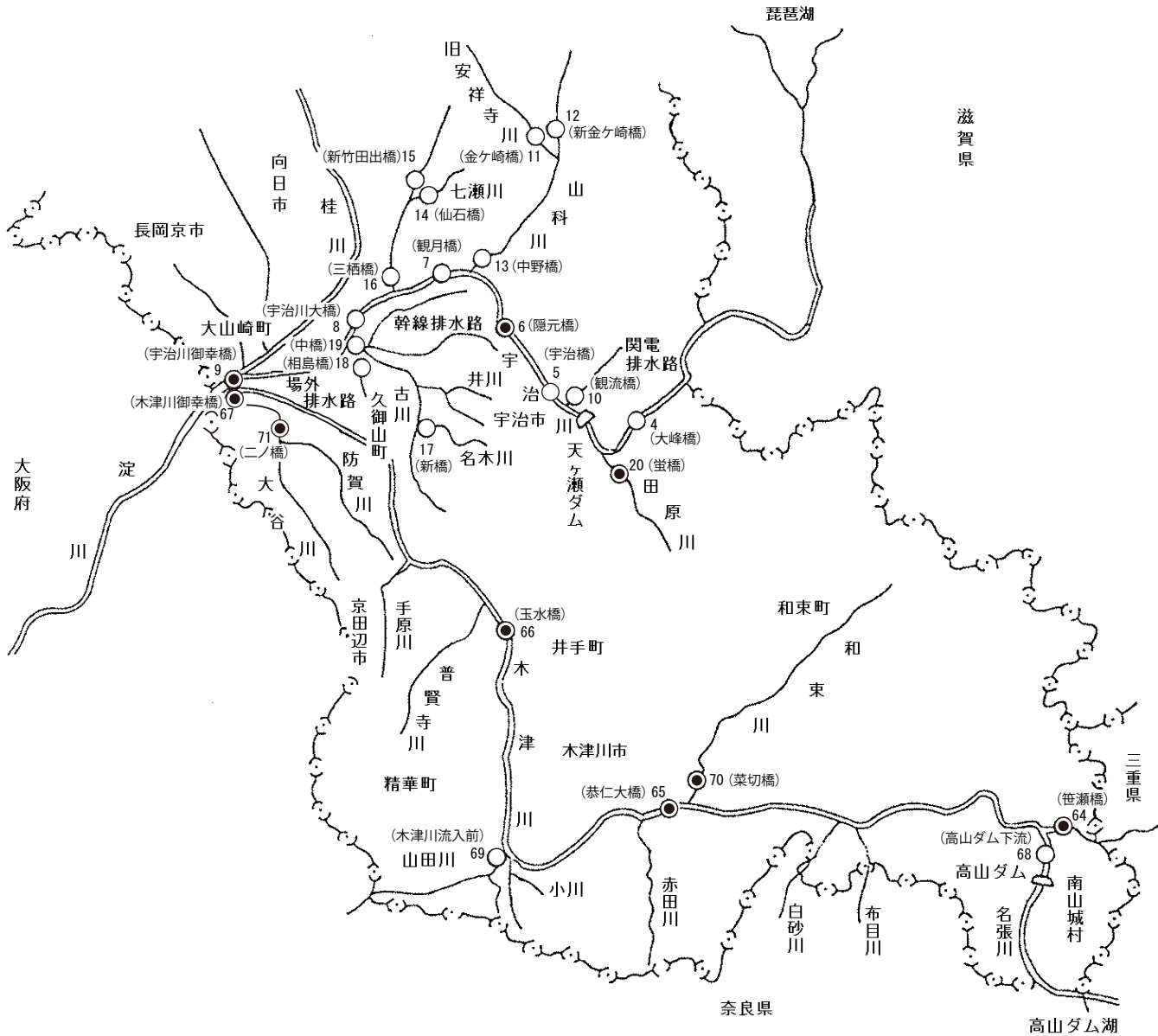
測定の種類	所在地 (市町村名)	測定地点 (メッシュ番号)	測定機関		
			国土交通省	京都府	京都市
概況	京都市	3326			○
		5644			○
		5741			○
		5840			○
		5844			○
		5943	○		
					○
		6041			○
		6145			○
		6241			○
		6342			○
		6541	○		
					○
	福知山市	2107		○	
	綾部市	2212		○	
調査	宇治市	6643		○	
	城陽市	6844		○	
	向日市	6240		○	
	長岡京市	6340	○		
	京丹後市	0902		○	
		1002		○	
		1103		○	
	南丹市	3121		○	
	精華町	5031		○	
		5130		○	
	京丹波町	3020		○	
		3219		○	

測定の種類	所在地 (市町村名)	測定地点 (メッシュ番号)	測定機関		
			国土交通省	京都府	京都市
周辺汚染地区井戸調査	京都市	5944			○
					○
					○
	南丹市	2523		○	
	精華町	4930		○	
				○	

測定の種類	所在地 (市町村名)	測定地点 (メッシュ番号)	測定機関		
			国 土 交 通 省	京 都 府	京 都 市
継続監視調査	京都市	4027			○
		5542			○
		5644			○
		5744			○
		5840			○
		5841			○
		5842			○
		5844			○
		5940			○
		5941			○
		5942			○
		5943			○
		5945			○
		6041			○
		6042			○
		6043			○
		6045			○
		6143			○
		6145			○
		6242			○
		6243			○
		6342			○
		6343			○
		6541			○

測定の種類	所在地 (市町村名)	測定地点 (メッシュ番号)	測定機関		
			国 土 交 通 省	京 都 府	京 都 市
継続監視調査	舞鶴市	1415		○	
	宇治市	6344		○	
				○	
		6543		○	
				○	
		6643		○	
	亀岡市	3818		○	
		4122		○	
	城陽市	4731		○	
		6844		○	
				○	
	八幡市	6640	○		
	京丹後市	0803		○	
		0902		○	
				○	
	南丹市	3321		○	
	木津川市	4931		○	
		5034		○	
	大山崎町	6540		○	
	宇治田原町	6848		○	
	和束町	4934		○	

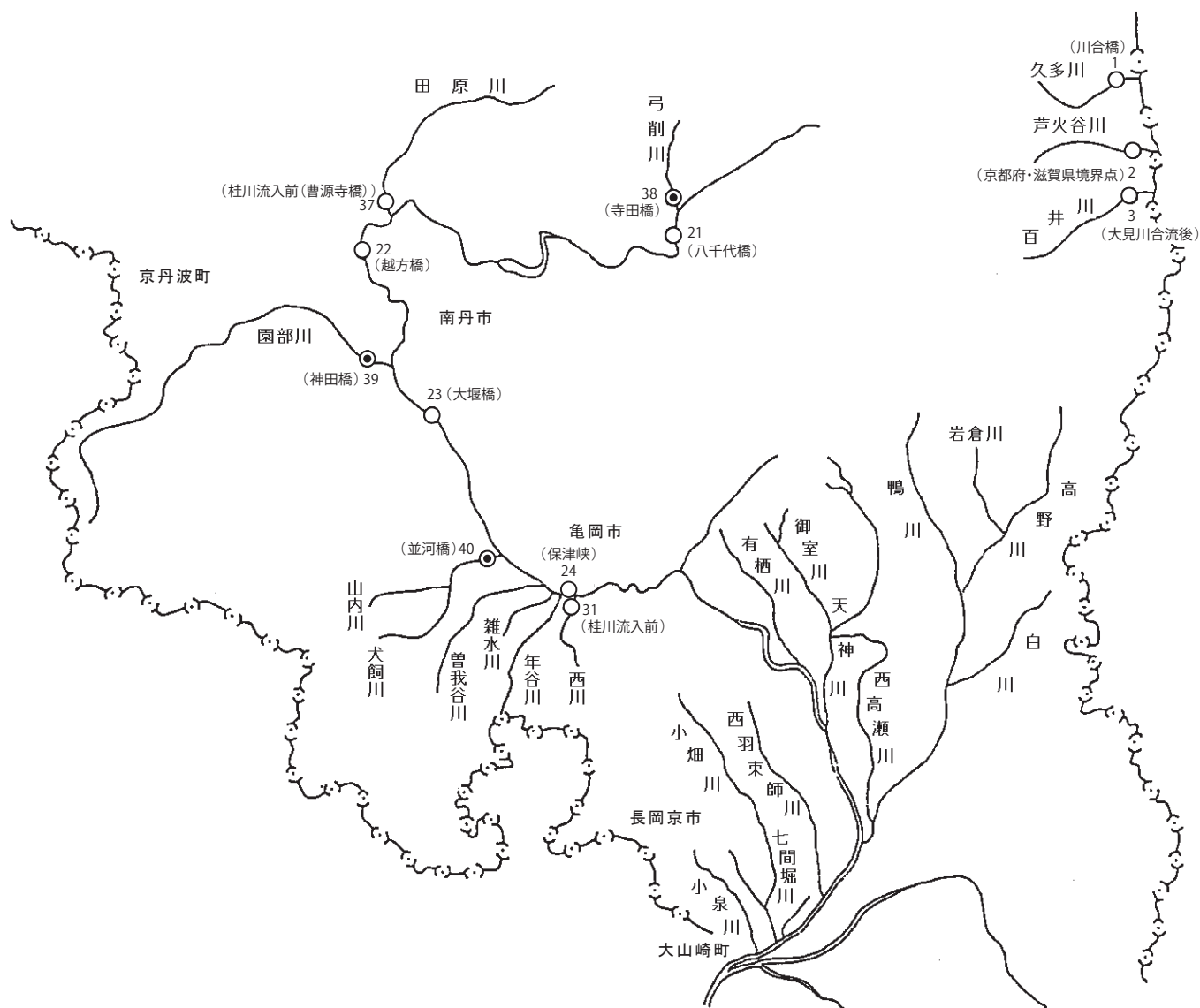
別図 1 公共用水域水質測定地点



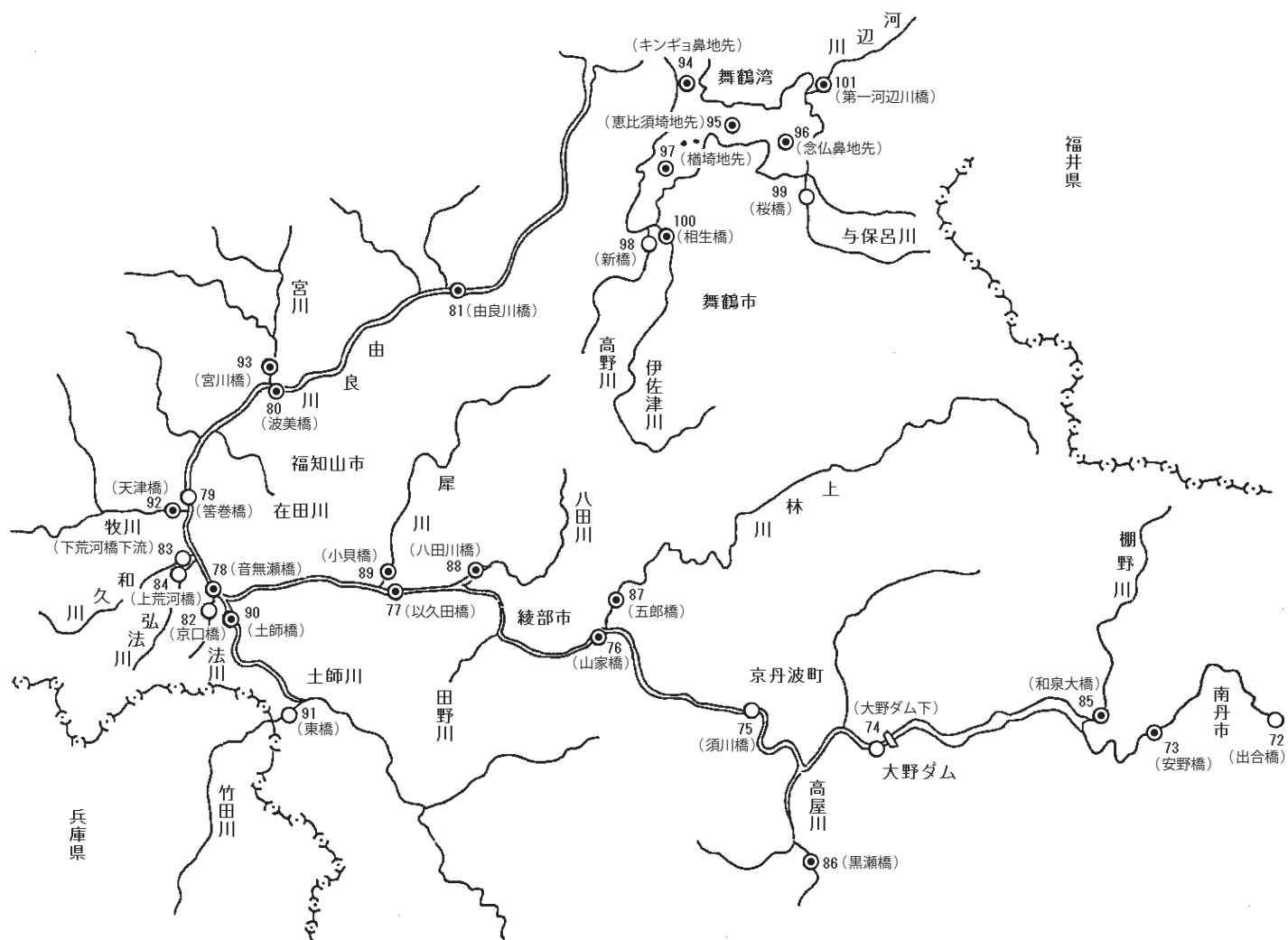
凡例

- 1 番号は測定地点番号、()は測定地点名である。
- 2 ○印は測定地点、●印は環境基準地点を示す。

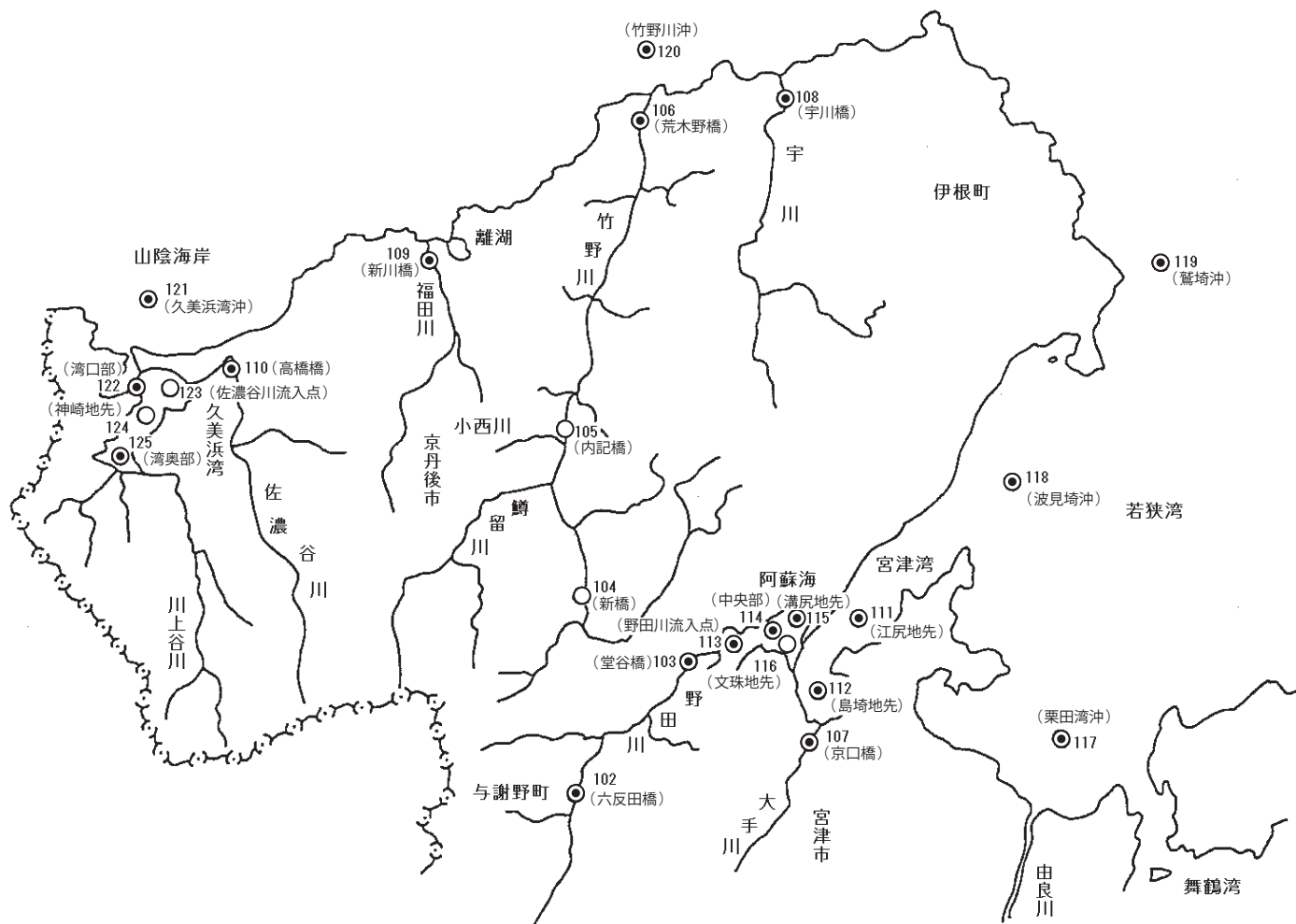
測定地点 (1)



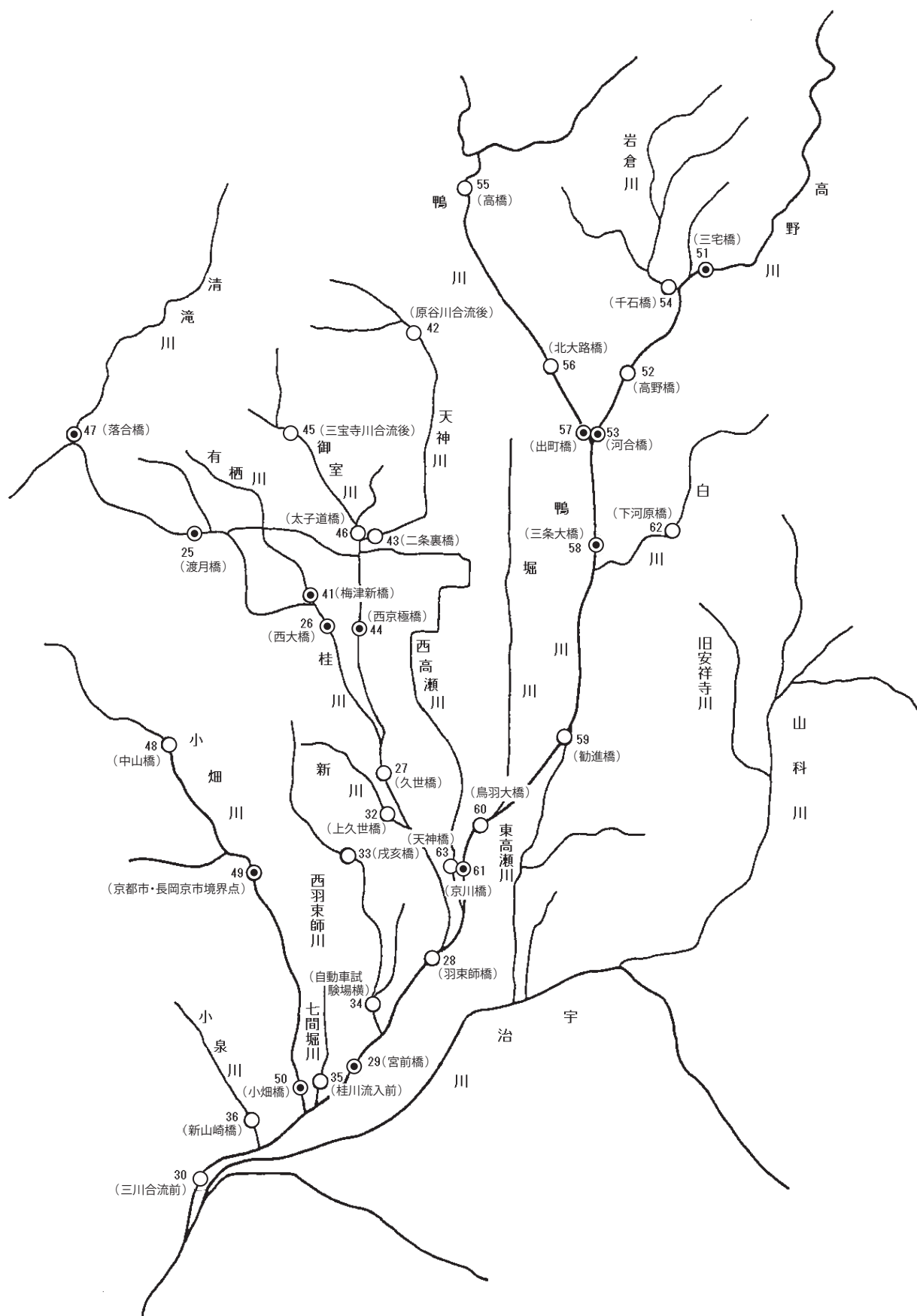
測定地点 (2)



測定地点 (3)

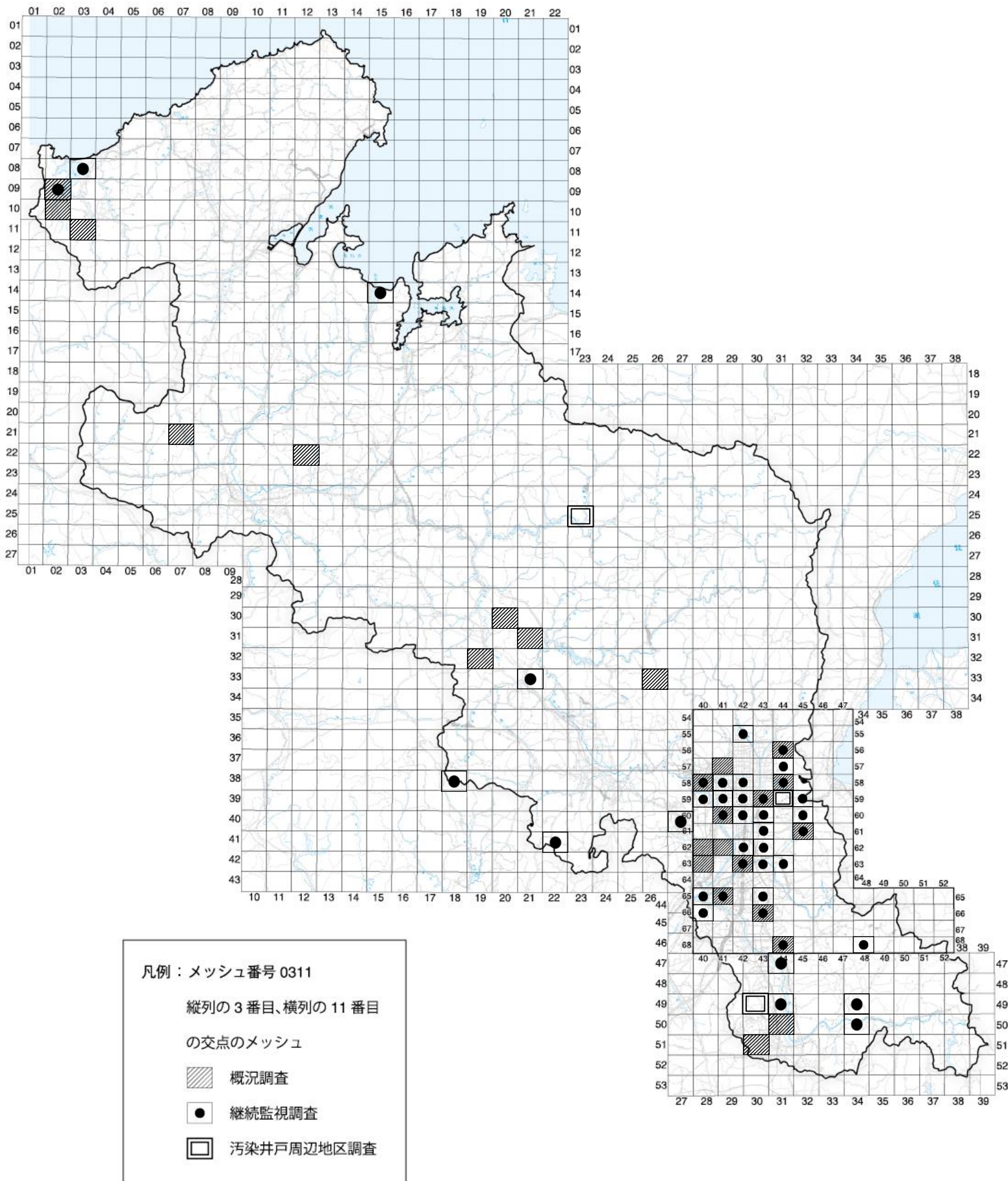


測定地点 (4)



測定地点（５）（京都市内詳細図）

別図2 地下水水質測定地点



VII 地点名索引

地点名索引.....427

(あ)			
相生橋	(伊佐津川)	…	252
天津橋	(牧川)	…	244
荒木野橋	(竹野川)	…	264
安野橋	(由良川)	…	206
(い)			
以久田橋	(由良川)	…	214
和泉大橋	(棚野川)	…	230
戌亥橋	(西羽東師川)	…	126
隠元橋	(宇治川)	…	72
(う)			
宇川橋	(宇川)	…	268
宇治川大橋	(宇治川)	…	76
宇治川御幸橋	(宇治川)	…	78 , 368
宇治橋	(宇治川)	…	70
梅津新橋	(有栖川)	…	142
(え)			
江尻地先	(宮津湾)	…	292
恵比須埼地先	(舞鶴湾)	…	280
(お)			
大堰橋	(桂川)	…	106
大野ダム下	(由良川)	…	208
大見川合流後	(百井川)	…	66
大峰橋	(宇治川)	…	68
相島橋	(場外排水路)	…	96
落合橋	(清滝川)	…	154
音無瀬橋	(由良川)	…	216
小畑橋	(小畑川)	…	160
(か)			
桂川流入前	(西川)	…	122
桂川流入前	(田原川)	…	134
桂川流入前	(七間堀川)	…	130
金ヶ崎橋	(旧安祥寺川)	…	82
上荒河橋	(弘法川)	…	228
上久世橋	(新川)	…	124
川合橋	(久多川)	…	62
河合橋	(高野川)	…	166
観月橋	(宇治川)	…	74
神崎地先	(久美浜湾)	…	352
勧進橋	(鴨川)	…	178
観流橋	(関電排水路)	…	80

(き)			
北大路橋	(鴨川)	…	172
木津川御幸橋	(木津川)	…	194 , 372
木津川流入前	(山田川)	…	198
京川橋	(鴨川)	…	182
京口橋	(大手川)	…	266
京口橋	(法 川)	…	224
京都市・長岡京市境界点	(小畑川)	…	158
京都府・滋賀県境界点	(芦火谷川)	…	64
キンギョ鼻地先	(舞鶴湾)	…	276
(く)			
久世橋	(桂川)	…	114
恭仁大橋	(木津川)	…	190
久美浜湾沖	(山陰海岸)	…	336
黒瀬橋	(高屋川)	…	232
栗田湾沖	(若狭湾)	…	328
(こ)			
神田橋	(園部川)	…	138
小貝橋	(犀川)	…	238
越方橋	(桂川)	…	104
五郎橋	(上林川)	…	234
(さ)			
桜橋	(与保呂川)	…	250
笹瀬橋	(木津川)	…	188
佐濃谷川流入点	(久美浜湾)	…	344
三条大橋	(鴨川)	…	176
三川合流前	(桂川)	…	120
三宝寺川合流後	(御室川)	…	150
(し)			
自動車試験場横	(西羽東師川)	…	128
島埼地先	(宮津湾)	…	296
下荒河橋下流	(和久川)	…	226
下河原橋	(白川)	…	184
新金ヶ崎橋	(山科川)	…	84
新川橋	(福田川)	…	270
新竹田出橋	(東高瀬川)	…	90
新橋	(名木川)	…	94
新橋	(高野川)	…	248
新橋	(竹野川)	…	260
新山崎橋	(小泉川)	…	132

(す)
須川橋 (由良川) … 210

(せ)
千石橋 (岩倉川) … 168
仙石橋 (七瀬川) … 88

(た)
第一河辺川橋 (河辺川) … 254
太子道橋 (御室川) … 152
高野橋 (高野川) … 164
高橋 (鴨川) … 170
高橋橋 (佐濃谷川) … 272
高山ダム下流 (名張川) … 196
竹野川沖 (山陰海岸) … 334
玉水橋 (木津川) … 192

(ち)
中央部 (阿蘇海) … 306

(て)
出合橋 (由良川) … 204
出町橋 (鴨川) … 174
寺田橋 (弓削川) … 136
天神橋 (西高瀬川) … 186

(と)
堂谷橋 (野田川) … 258
渡月橋 (桂川) … 110
鳥羽大橋 (鴨川) … 180

(な)
内記橋 (竹野川) … 262
中野橋 (山科川) … 86
中橋 (古川) … 98
中山橋 (小畑川) … 156
菜切橋 (和束川) … 200
並河橋 (犬飼川) … 140
檜崎地先 (舞鶴湾) … 288

(に)
西大橋 (桂川) … 112
二条裏橋 (天神川) … 146
西京極橋 (天神川) … 148
二ノ橋 (大谷川) … 202

(ね)
念仏鼻地先 (舞鶴湾) … 284

(の)
野田川流入点 (阿蘇海) … 300

(は)
筈巻橋 (由良川) … 218
土師橋 (土師川) … 240
羽束師橋 (桂川) … 116
波美橋 (由良川) … 220
波見埼沖 (若狭湾) … 330
原谷川合流後 (天神川) … 144

(ひ)
東橋 (竹田川) … 242

(ほ)
螢橋 (田原川) … 100
保津峡 (桂川) … 108

(み)
三栖橋 (東高瀬川) … 92
溝尻地先 (阿蘇海) … 314
宮川橋 (宮川) … 246
三宅橋 (高野川) … 162
宮前橋 (桂川) … 118, 370

(も)
文珠地先 (阿蘇海) … 320

(や)
八田川橋 (八田川) … 236
八千代橋 (桂川) … 102
山家橋 (由良川) … 212

(ゆ)
由良川橋 (由良川) … 222

(ろ)
六反田橋 (野田川) … 256

(わ)
鷺埼沖 (若狭湾) … 332
湾奥部 (久美浜湾) … 360
湾口部 (久美浜湾) … 338

令和 5 年度版

公共用水域及び地下水の水質測定結果

令和 7 年 3 月

京都府総合政策環境部環境管理課

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

TEL(075)414-4713 (直通)
